

阿南市における圏域別介護保険事業分析

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられる社会基盤を整備するための高齢者の日常生活の場である「日常生活圏域」において、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築することが必要となっています。

本市では、地理的状況・人口・校区・交通事情・住民の生活形態・地域の特性などを総合的に勘案して、5つの日常生活圏域を定めています。

圏域	町名									
	東部	富岡 福村	学原 畷	日開野 黒津地	七見 向原	領家 辰己	住吉 宝田	原ヶ崎 上中	西路見 柳島	出来町 横見
中部	才見	中林	見能林	大瀧	津乃峰	橘	阿瀬比	山口	桑野	内原
西部	長生	上大野	中大野	下大野	楠根	熊谷	吉井	加茂	深瀬	十八女
	水井	大井	大田井	細野						
南部	新野	福井	椿	椿泊						
北部	伊島	那賀川	羽ノ浦							

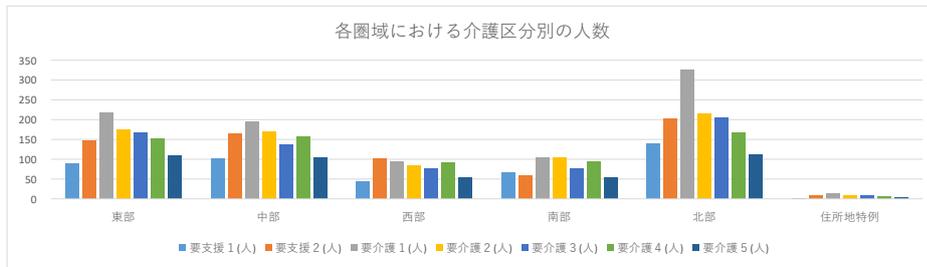
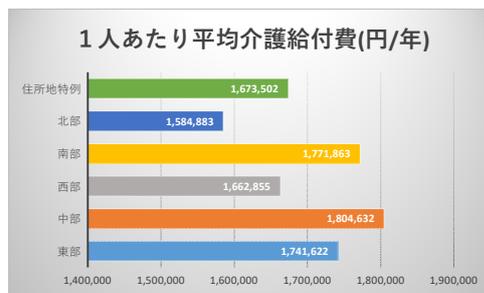
圏域別介護保険事業実施状況及び事業実績

圏域等	被保険者数(人)	被保険者平均年齢(歳)	認定者数(人)	認定率	要支援1(人)	要支援2(人)	要介護1(人)	要介護2(人)	要介護3(人)	要介護4(人)	要介護5(人)	サービス受給者数(人)	1人あたり平均介護給付費(円/年)
東部	5,485	77.08	1,061	19.3%	89	148	219	176	168	152	109	800	1,741,622
中部	5,301	77.10	1,035	19.5%	102	165	195	171	138	158	106	742	1,804,632
西部	2,656	77.27	549	20.7%	44	102	94	86	76	92	55	425	1,662,855
南部	2,761	77.68	558	20.2%	66	60	104	104	77	94	53	423	1,771,863
北部	7,160	76.78	1,371	19.1%	140	203	326	216	205	168	113	1,067	1,584,883
住所地特例	62	82.50	54	87.1%	3	8	14	8	10	6	5	45	1,673,502
阿南市合計	23,425		4,628		444	686	952	761	674	670	441	3,502	

※『被保険者数』『被保険者平均年齢』『認定者数』『認定率』『介護区分』については、令和7年10月1日時点の情報に基づいています。

※『サービス受給者数』『1人あたり平均介護給付費』については、令和6年3月から令和7年2月までの給付実績に基づいています。

※『住所地特例』とは、「施設に入所する場合には、住民票のある市町村から住民票を異動しても、異動前の市町村が引き続き保険者となる仕組み」を指します。



阿南市における圏域ごとの特徴

圏域等	特徴
東部	圏域内において、最重度である要介護区分5である認定者数の割合が10.3%と、他圏域と比較して最も多い。また、最軽度である要支援1の認定者数割合が8.4%と他圏域と比較しても多い割合であること、要介護区分4の認定者数割合も14.3%となっており、他圏域と比較して突出して高い数値でないことから、1人あたりの平均介護給付費は全圏域内においても中間値となっていると考えられる。
中部	圏域内において、認定区分が比較的軽度な認定者数(要介護4及び要介護5)の合計が246人、サービス受給者数に占める要介護4及び要介護5の認定者数の割合も35.6%と、ともに全地域において最も高くなっており、他圏域と比較して1人あたりの平均介護給付費が高い数値となっていると考えられる。
西部	認定率が約20.7%、認定区分が比較的軽度な認定者数(要介護4及び要介護5)の割合が26.8%と、どちらも他圏域と比較して最も高い数値となっているものの、サービス受給者数に占める比較的軽度な認定者(要支援1及び要支援2)の割合が34.4%と圏域内においても高い数値であることから、1人あたりの平均介護給付費は全圏域内においても中間値となっていると考えられる。
南部	圏域内において、認定区分が比較的軽度な認定者数(要支援1～要介護区分1)の割合が約44%と他圏域と比較して最も低い。反面、圏域内において、認定区分が比較的軽度な認定者数(要介護区分4及び要介護区分5)の割合は約26.3%と他圏域と比較して2番目に多かった。このことから、圏域内において受給者数が最小であるものの、1人あたりの平均介護給付費が2番目に多いと考えられる。
北部	認定者数の割合が全体の約30%と、圏域単位では最大である。圏域内において、認定区分が比較的軽度な認定者数(要支援1～要介護区分1)の割合が約48.8%と他圏域と比較して最も多かった。反面、認定区分が比較的軽度な認定者数(要介護区分4及び要介護区分5)の割合は約21%と他圏域と比較して最も少なかった。このことが、圏域別における1人あたりの平均介護給付費が最小値であったことに影響していると考えられる。
住所地特例	基本的には施設入所者が該当するため、1人あたりの平均介護給付費が高い数値となる。